

神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会調達会議規程

(目的)

第1条 神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会（以下「協議会」という。）が執行する工事若しくは製造の請負、物品の購入又は賃借に係る機種選定及び入札参加資格等の決定並びに委託事業に係る入札参加資格等の決定等を適切に行うため、協議会規約第17条第3号の規定に基づき、協議会に調達会議を置く。

(所掌事項)

第2条 調達会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 購入予定額又は賃借予定額が100万円以上の物品に係る機種選定。
- (2) 物品の購入若しくは賃借又は委託事業の執行に係る入札参加資格等の決定。ただし、契約の種類に応じ予定価格の額が協議会調達事務規程第11条第2号、第3号及び第6号に定めるものに該当する場合は、この限りでない。
- (3) プロポーザル方式及び総合評価方式による事業者選定にかかるプロポーザルの審査
- (4) 機種選定又は入札参加資格等の決定に必要な事前の調査等
- (5) 製品若しくは委託事業の内容に関する情報又はそれらを取り扱う企業に関する情報等の収集
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 調達会議は運営委員会委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 調達会議の座長は、運営委員会委員長とする。
- 3 座長は調達会議を代表し、会務を総括する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ運営委員会委員長が指名した順序で、運営委員会副委員長が座長を務める。

(会議)

第4条 調達会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 調達会議は委員の過半数の出席（委任状（第1号様式）による代理出席を含む。）がなければ開催することができない。
- 3 調達会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、調達会議の運営上必要と認めるときは、調達会議に関係者を出席させることができる。

(選定委員会)

第5条 プロポーザルの審査等を行うため、調達会議の下に選定委員会を置くことができる。

- 2 選定委員会に関し必要な事項は、調達会議において定める。

(案件の提出)

第 6 条 事務局長は、調達会議に提出すべき案件があるときは、物品の使用目的、購入又は賃借の時期、必要な性能、該当する製品及び委託事業に関連する情報等必要な資料を調達会議に提出しなければならない。

(選定基準等)

第 7 条 調達会議は、物品の購入又は賃借に係る機種選定及び入札参加資格等の決定並びに委託事業に係る入札参加資格等の決定にあたり、事務局長の意見等により、総合的に判断して機種選定及び入札参加資格等の決定を行うものとする。

(選定結果の通知)

第 8 条 座長は、前条による選定結果を、事務局長に通知するものとする。

(適用除外)

第 9 条 第 2 条の規定にかかわらず、座長が特別な理由があると認めるときは、調達会議に付議しないことができる。

(庶務)

第 10 条 調達会議の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、調達会議の運営等に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 9 月 2 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。